

参加費
無料

千葉県 こどもの権利の啓発のための シンポジウム

～こども・若者の主体性を尊重することについて～

日時

2025.11/30(日) 14:00-16:00
(13:30開場)

会場

千葉県文化会館
小ホール



全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的に令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。私たち自身がこども基本法について知り、何ができるかを考えてみませんか？ この機会にぜひご参加ください。

基調講演

“子どもの権利”としての 意見表明・参加を語り合おう！

- ◇君は、自分のことを自分で決めていますか？
〈でも、親や先生の期待に応えねば…〉
- ◇君は、社会に発言したいと思ったことはありませんか？
〈でも、おとなに操られるからダメ、って言われそう…〉

講師

きたあきと
喜多 明人氏【早稲田大学名誉教授】

パネルディスカッション

こども・若者の主体性を 尊重することについて

～自分の意見や考えが
大切にされていると感じていますか？～

パネリスト

県内在住・在学の高校生、大学生等
の公募を予定しています。

お申し込みはコチラ！

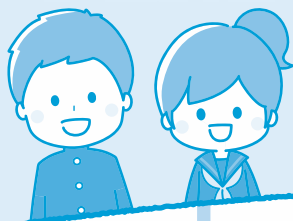
右記の二次元コードから
お申し込みください。

申込締切：11/21(金)



千葉県こどもの権利の啓発のための シンポジウム

プログラム



13:30 開場・受付

14:00-14:10 主催者挨拶

14:10-15:10

基調講演

“子どもの権利”としての意見表明・参加を語り合おう!

- ◇君は、自分のことを自分で決めていますか?〈でも、親や先生の期待に応えねば…〉
- ◇君は、社会に発言したいと思ったことはありませんか?
〈でも、おとなに操られるからダメ、って言われそう…〉

講師 き た あき と
喜多 明人氏 [早稲田大学名誉教授]

1949年7月21日東京都に生まれる。立正大学教授、早稲田大学文学学術院教授を経て現在早稲田大学名誉教授。文学博士(早稲田大学1987年)。子どもアドボカシー学会理事、日本教育法学会名誉理事、子どもの権利条約総合研究所顧問(前代表)、子どもの権利条約ネットワーク代表、広げよう!子どもの権利条約キャンペーン委員会(181団体)共同代表。SSWrと教師の会代表世話人。多様な学び保障法を実現する会共同代表(2021年9月まで)、学校法人東京シュレ葛飾中学校理事(非常勤)をへて評議員(2022年3月まで)。NPO法人東京シュレ暫定理事長(2021年12月まで)、代表理事をへて理事(2023年12月まで)。これまで、東洋大学、法政大学などの講師を歴任。日本教育法学会理事。同学会事務局長、同学校事故問題研究特別委員会委員長を務める。学校安全全国ネットワーク代表(2024年6月まで)、チャイルドライン支援センターアドバイザー(元副代表)。



15:10-15:20
(休憩)

15:20-16:00
(16:00 終了)

終了後は気をつけて
お帰りください。

パネルディスカッション

『こども・若者の主体性を尊重することについて』

～自分の意見や考えが大切にされていると感じていますか?～

パネリスト 県内在住・在学の高校生、大学生等の公募を予定しています。

会場のご案内

千葉県文化会館小ホール

■公共交通機関でお越しの方

- ◎千葉都市モノレール「県庁前駅」より徒歩約7分
- ◎JR「本千葉駅」より徒歩約10分

■お車でお越しの方

- ◎京葉道路 松ヶ丘ICより約8分

<https://www.cbs.or.jp/chiba/access>

